

有機農業をめぐる事情

令和8年3月11日

中国四国農政局生産部環境・技術課

有機農業・有機農産物とは？

有機農業

➤ コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CXG 32-1999）』によると、「有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」とされている。


*1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。


➤ 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）**」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関**が検査し、**認証された事業者**は、「有機JASマーク」を使用し、「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。

 **認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。**



「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS）**」には、**化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避ける**ことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、**✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**
✓は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
✓組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと
などが規定されている。

▼化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係



※ H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

みどりの食料システム戦略（概要）


～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～


Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

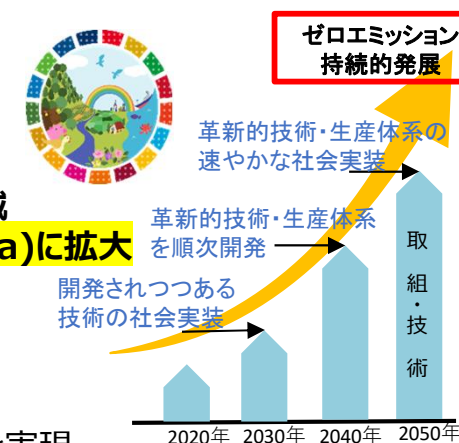
2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

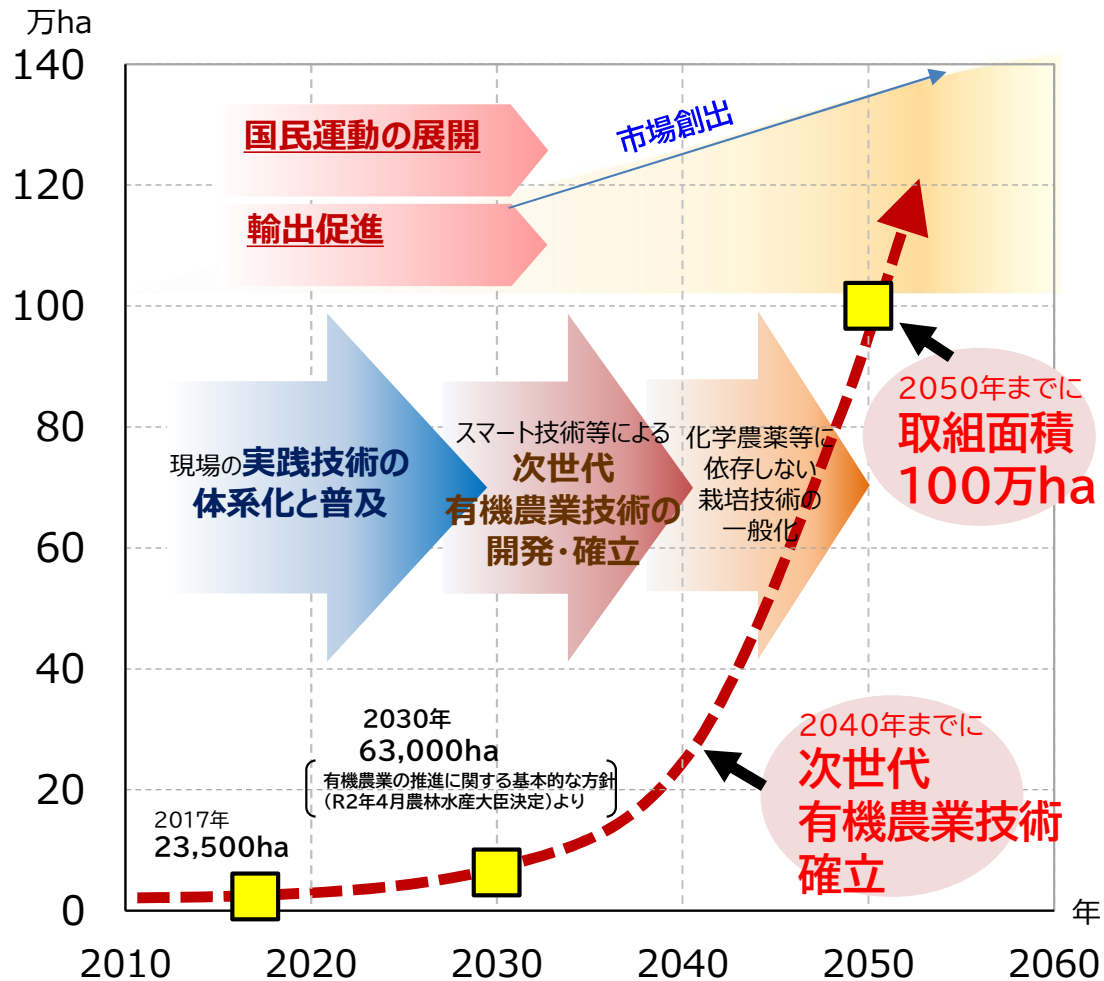
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目標

- **2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- **2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

2.35万ha(2017) → **6.3万ha** (2030)

有機農業者数

1.18万人(2009) → **3.6万人** (2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017) → **84%** (2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017) → **25%** (2030)

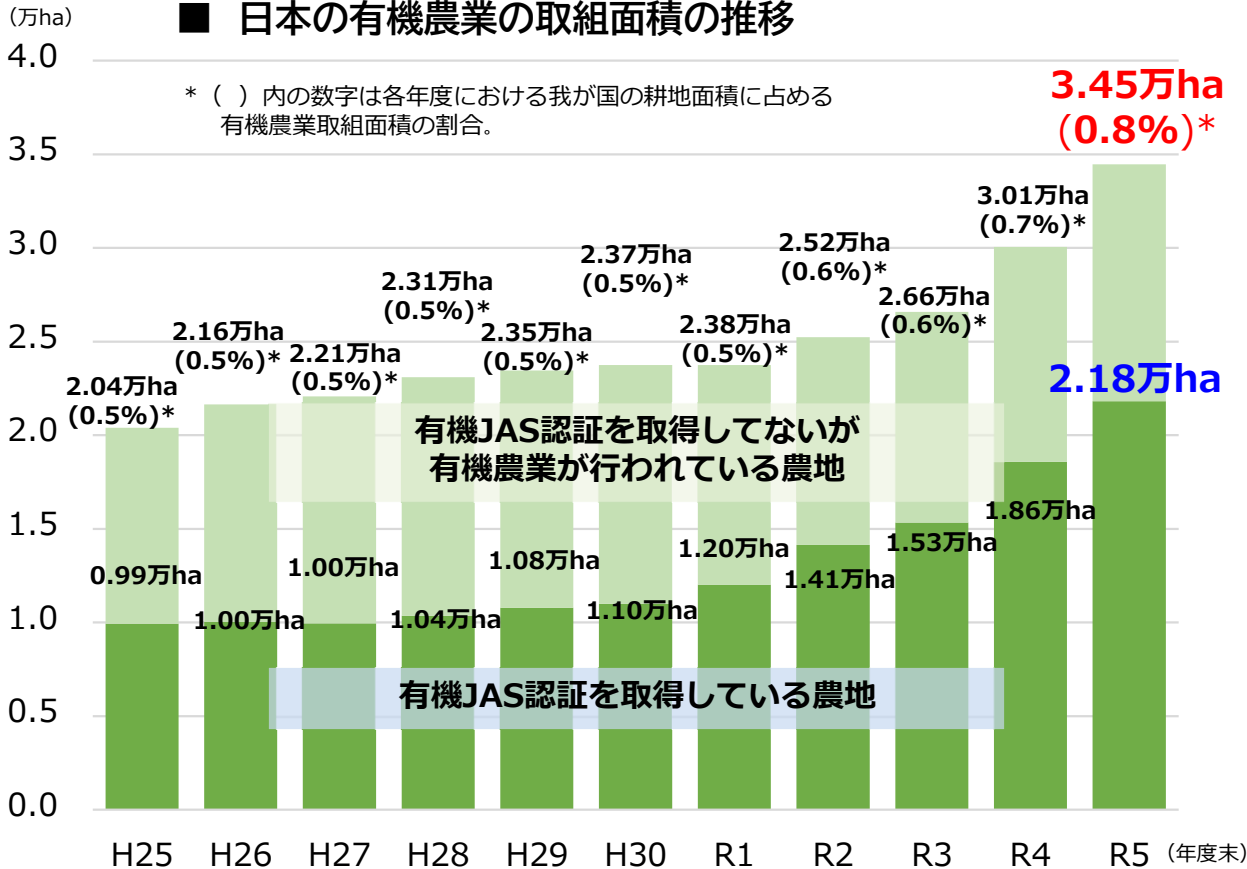
推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

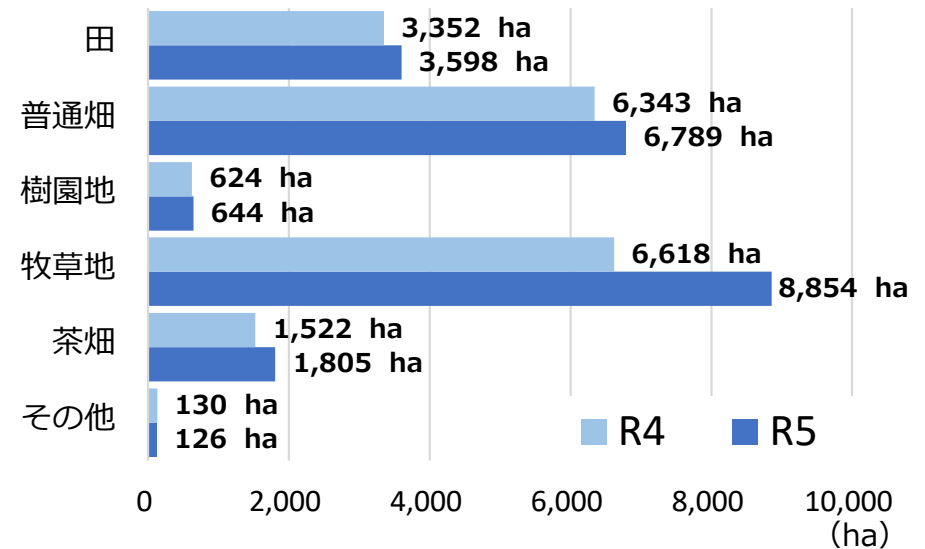
有機農業の取組面積 日本の状況

- ▶ 日本の有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、特に有機JAS認証農地は10年で2.2倍に拡大。
- ▶ 地目別では、主に牧草地や普通畑で拡大。

日本の有機農業の取組面積の推移



有機JASの地目別面積の推移 (R4年度→R5年度)



地目別で、有機JAS面積の伸びの大きい都道府県 (R4年度→R5年度)



有機農業取組面積は10年で**69%**増加
H25 2.04万ha → R5 3.45万ha

有機JAS認証取得面積は10年で**120%**増加
H25 0.99万ha → R5 2.18万ha

※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）

※ 令和3年度末までの有機JAS認証を取得している農地は、翌年度4月1日時点の数値を集計しているため、本グラフにおいては前年度末（3月31日）時点のデータとして記載。（例：令和3年度末（令和4年3月31日）の有機JAS認証を取得している農地の数値は「国内における有機JASほ場の面積（令和4年4月1日現在）」から引用）

2030年に向けた有機農業拡大の道筋

➤ 2030年に向けては、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の点の取組から、幅広い関係者と協力した面的な取組への展開を進めていくことが重要。

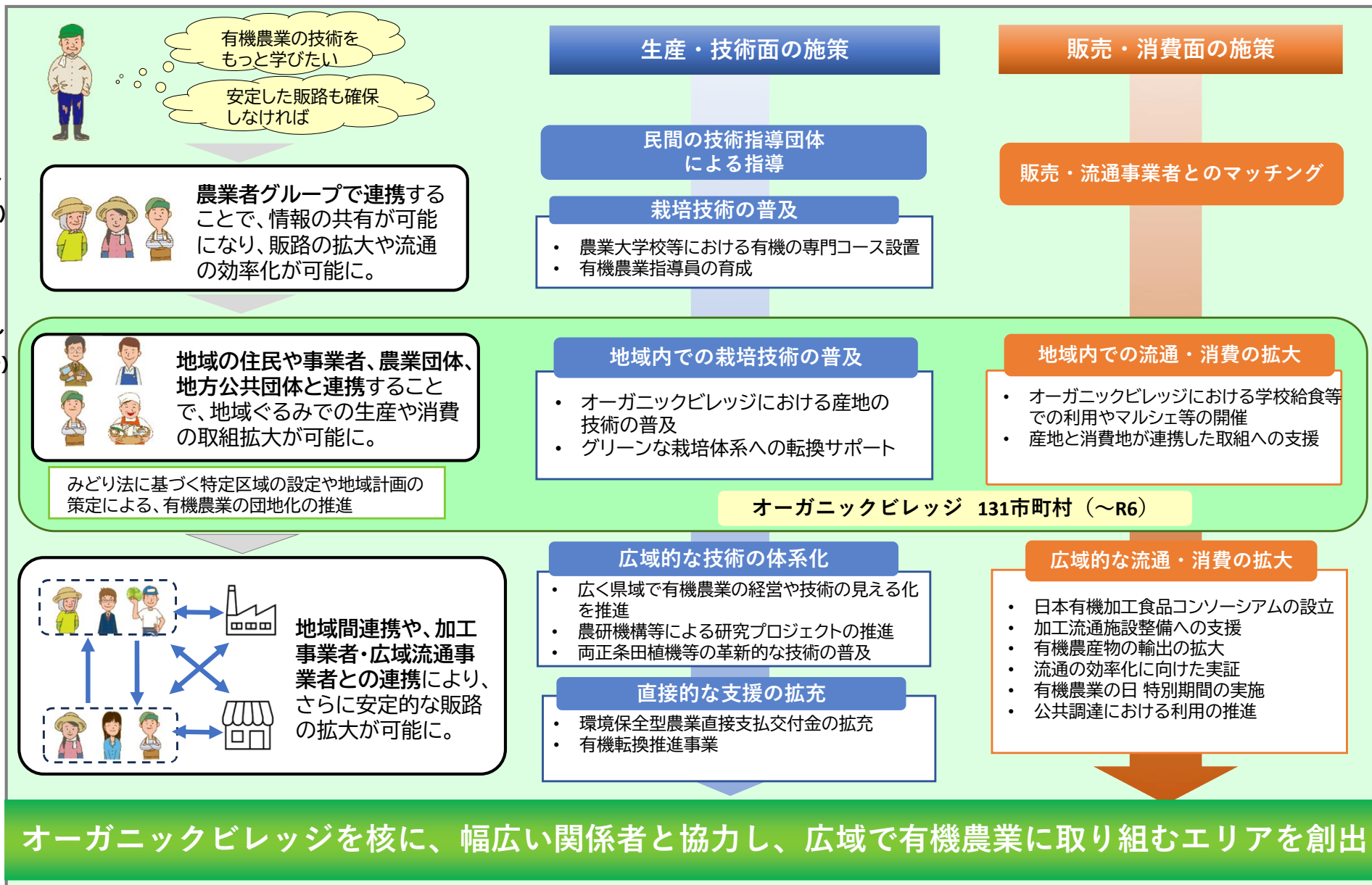
点
の取組

2007年～
(有機推進法)

2021年～
(みどり戦略)

面
の取組

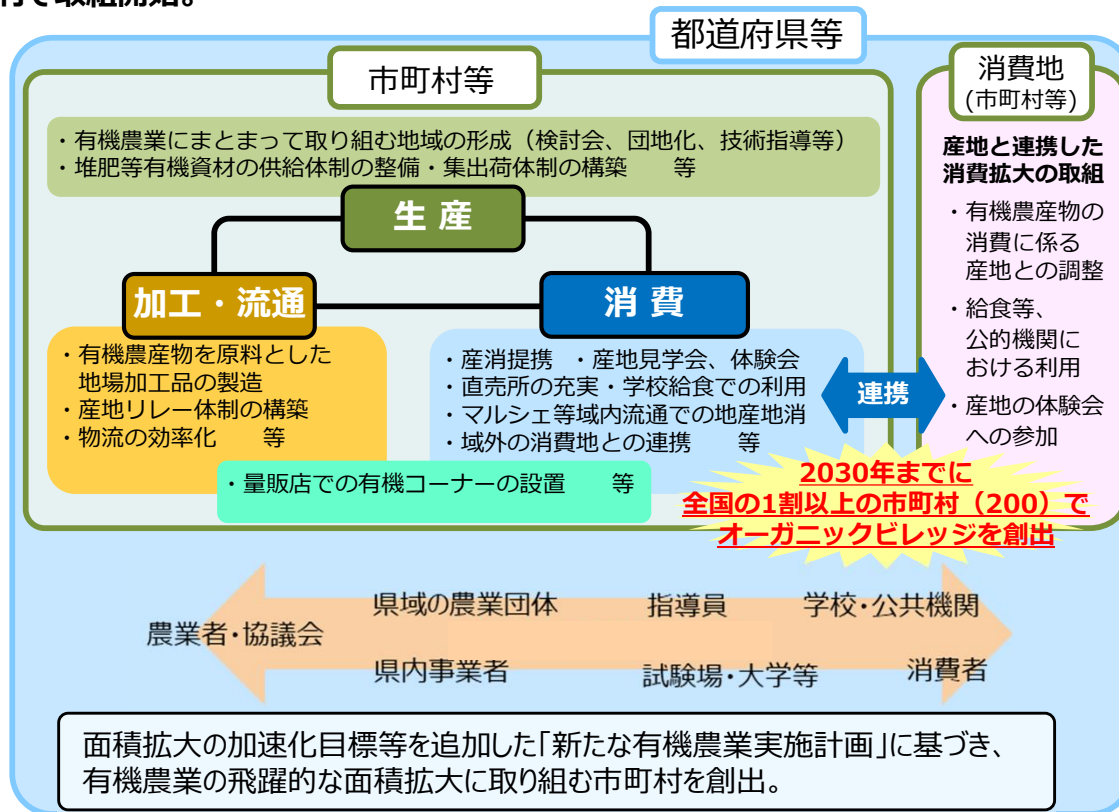
～2030年



◎ 有機農業の産地づくり

(1) オーガニックビレッジの創出 (みどりの食料システム戦略推進交付金)

有機農業の面積拡大に向けて、**地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』**を2025年までに 100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、**全国各地での産地づくりを推進。現時点で46道府県154市区町村で取組開始。**



全国各地の取組の共有 → 横展開

オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

令和6年度 131市町村

令和7年度 154市区町村

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

有機農産物等の**販売戦略の提案や助言**等を行う、**オーガニックプロデューサーを派遣**し、有機農業の拡大に向けた産地の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーとは

安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーによる支援事例

○山形県南陽市

「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」

地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築 (シェフ向け農家視察ツアーの開催)、地域内物流システム (直売所や集荷場の有効活用) と受発注の簡素化 (LINEなどを活用) 等のノウハウを提供。

その他、過年度の支援事例↓



送料を抑えたいが、どうすれば？

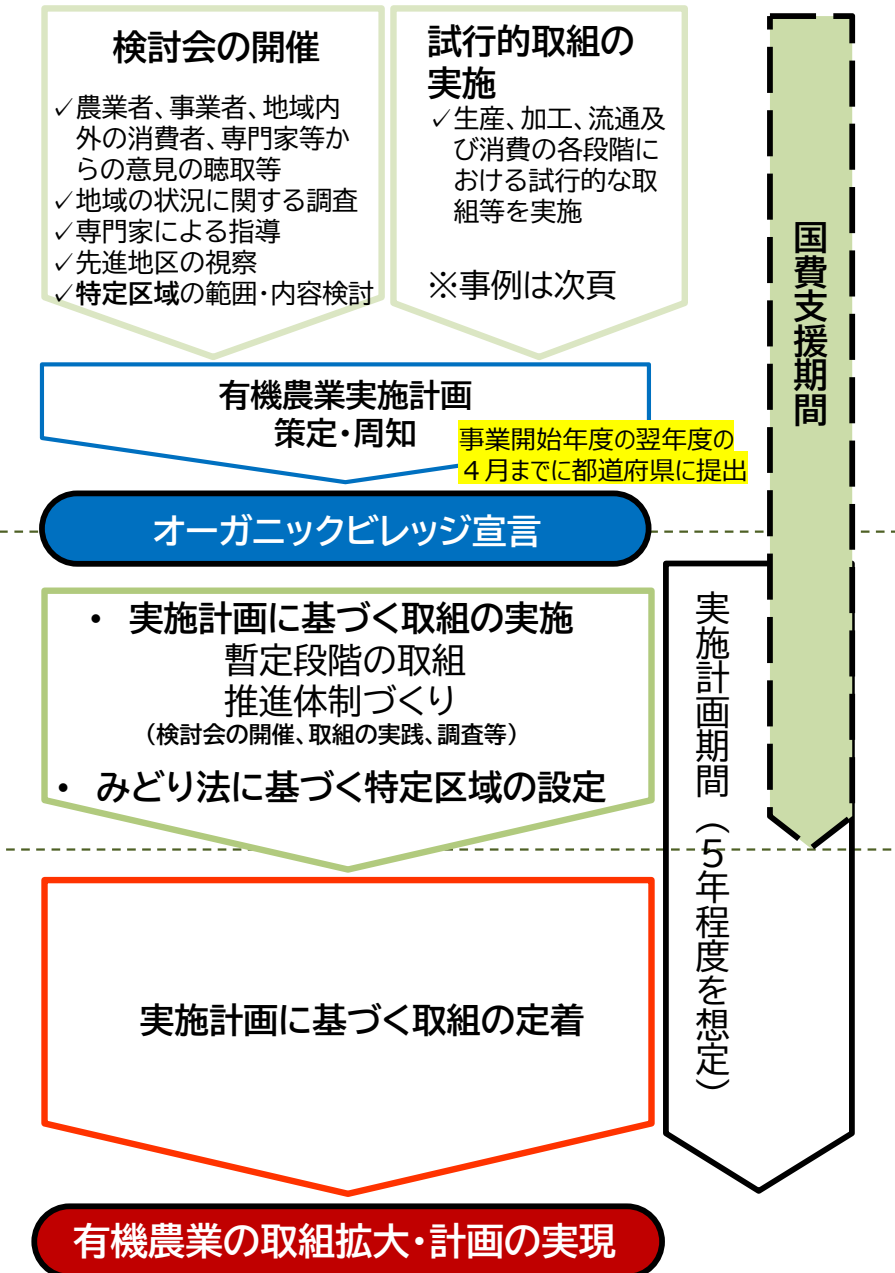


バイヤーや消費者を呼んでイベントができないかなあ。

◎ 有機農業の産地づくり

① 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）

○ 事業の取組イメージ



有機農業の生産から消費まで一貫し、 農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進

○ 補助率 定額 ※機械リースのみ補助率1/2以内

有機農業実施計画の策定

（検討会の開催・試行的な取組の実施）
（上限1,000万円）

事業期間は原則1年以内

1年目

最大2か年を支援

※R6年度までに開始した地区の支援期間は最長3年間

実施計画の実現に向けた取組の実践
（上限800万円）

事業期間は1年以内

2年目

自立へ



R7年度からは、産地と消費地が連携した消費拡大の取組に対して、上限200万円を加算。

○ 対象経費

- ・ 備品費（リース・レンタルが困難な場合）
- ・ 賃金
- ・ 事業費（会場借料、借上費※、原材料費（学校給食での利用等に必要な原材料費を含む）、資材費、消耗品費、情報発信費、研修等参加費等）
- ・ 旅費（委員旅費、調査等旅費）
- ・ 謝金
- ・ 委託費
- ・ 役務費

補助率定額

※リース料のみ補助率1/2

○ 対象にならない経費

施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、事業を実施していない期間の経費 等

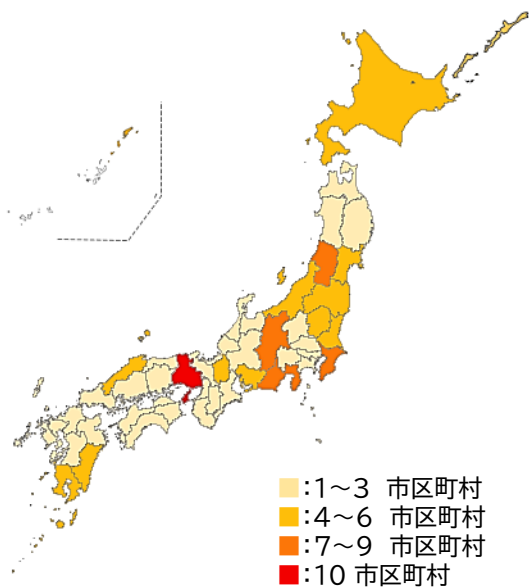
オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 12. 26時点】

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で46都道府県154市区町村で取組開始。

【実施市町村】



都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、石巻市、大郷町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、会津若松市、鮫川村
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、さいたま市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、山県市
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市

7年度現在、中国四国管内では、9県16市町村で実施

令和6年度131市町村



新たに23市区町村で取組を開始

令和7年度154市区町村

※下線は令和7年度開始地区

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業を生かして地域振興につなげている自治体や、これから取り組みたいと考える自治体、民間企業・民間団体の情報交換等の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を設置し、**自治体間の情報共有等を促進**

令和7年8月18日時点で146市町村24県8団体が参加

北海道	安平町 旭川市 新十津川町 赤井川村	埼玉県	小川町 所沢市 さいたま市	東京都	富士宮市 伊豆の国市 静岡市	鳥取県	日南町 浜田市 江津市
青森県	黒石市 五戸町	千葉県	いすみ市 木更津市 山武市	愛知県	東郷町 大府市 南知多町	島根県	吉賀町 邑南町 大田市
岩手県	一関市 花巻市 遠野市		匝瑳市 佐倉市 成田市		美浜町 豊川市 あま市	岡山県	和気町 赤磐市 新庄村
宮城県	登米市		多古町 神崎町		武豊町 岡崎市	広島県	東広島市 神石高原町
秋田県	大潟村 大館市	神奈川県	相模原市 小田原市	三重県	尾鷲市 名張市	山口県	宇部市 長門市
山形県	川西町 鶴岡市 米沢市	新潟県	佐渡市 新発田市 阿賀野市	滋賀県	伊賀市 甲賀市	徳島県	小松島市 海陽町
	新庄市 高畠町 山形市		新発田市 五泉市 津南町		近江八幡市 日野町	愛媛県	今治市 馬路村
	山形市 酒田市	富山県	南砺市 富山市	大阪府	堺市 泉大津市	高知県	三豊市 うきは市
福島県	磐梯町 二本松市 喜多方市	石川県	羽咋市 珠洲市	京都府	亀岡市 京丹後市	福岡県	南島原市 五島市
	会津若松市	福井県	白山市	兵庫県	市川町 丹波市	長崎県	山都町 南阿蘇村
茨城県	常陸大宮市		池田町		丹波篠山市	熊本県	菊池市 臼杵市
	笠間市	山梨県	越前市	大分県	穴穂市 養父市		佐伯市 豊後高田市
	石岡市	長野県	北杜市 松川町	宮崎県	淡路市 豊岡市		綾町 木城町
	かすみがうら市		飯田市		上郡町 神戸市		高鍋町 南さつま市
栃木県	水戸市 小山市		辰野町 飯綱町		加東市 朝来市		湧水町 南種子町
	市貝町 塩谷町		佐久市 伊那市	奈良県	宇陀市 天理市		喜界町 徳之島町
	宇都宮市 栃木市	岐阜県	信濃町 白川町		山添村 和歌山市		
群馬県	高山村 甘楽町 みなかみ町	静岡県	飛騨市 掛川市 藤枝市	和歌山県	和歌山市 かつらぎ町		

事例報告セミナーの開催状況

令和7年1月

オーガニックビレッジ全国集会の開催



オーガニックビレッジに取り組む市町村や有機農産物の流通に取り組む事業者等から取組の紹介

市町村〔旭川市、大崎市、常陸大宮市、南砺市、綾町〕

民間企業・団体
イオントップバリュ(株)、(株)雨風太陽(ポケマルを運営)、(株)アイモバイル(ふるなびを運営)
(一社)次代の農と食をつくる会

令和7年7月

自治体セミナーの開催

オーガニックプロデューサーと連携した、特色ある自治体の取組事例紹介(遠野市、新発田市、相模原市)後、グループに分かれて自治体間の意見交換を行った。

【過去】

平成30年度

○ネットワーク設立準備会合

全国6市町村の有機農業推進の取組事例の紹介・共有

令和元年

○給食から広がる有機農業産地づくり

○加工品・マーケティングセミナー

○有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ

令和2年

○耕作放棄地を活用した有機農業の取組拡大

○有機農産物物流効率化セミナー2021

○有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化

令和3年

○有機農産物の地域での消費拡大、学校給食への導入等

○オーガニックライフスタイルEXPOで紹介

○自治体による有機農業技術習得支援の取組、学校給食への有機食材導入の経過等

令和4年

○有機農業の拡大に向けた地域ぐるみの取組、学校給食での試行的な利用、スマート機械の導入等

○オーガニックライフスタイルEXPOで紹介

○オーガニックビレッジ全国集会の開催

令和5年

○有機農産物の生産・利用拡大に向けた地域間の連携

(オーガニックブリッジ)

○オーガニックライフスタイルEXPOで紹介

○オーガニックビレッジ全国集會

令和6年

○「有機農産物の販路拡大に向けて」をテーマとした

セミナーの開催

○オーガニックライフスタイルEXPO2024において、「有機農業の拡大に役立つ新しい技術について」をテーマとした

セミナーの開催

都道府県会員

青森県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

民間企業・民間団体会員

(一社)日本有機農産物協会 三菱マヒンドラ農機(株)
井関農機(株) (株)大治
(株)INGEN (株)ウタネ
ハイパーアグリ(株) (株)流通研究所

★随時受付★お問合せ先：農産局農産政策部農業環境対策課 (03-6744-2114) HP：<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/jichinet.html>



◎ 有機農業に取り組む農業者の支援

(1) 新規参入者向けの有機JAS認証習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者（国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定）の有機JAS認証の研修及び初回のほ場実地検査受検等について最大12万円の単価で支援。
また、品目別に有機農業に関する栽培技術講習会を開催。



有機農業に取り組む農業者の方!
応募受付中!!
— 2025年 —
6月18日(水)~12月19日(金)まで
※予算の範囲を超える申請があった時点で
すでに受付が終了となります

農林水産省 補助事業で
有機JAS認証取得に向けた
費用を補助
します!

講習会
受講料
3万円
まで

ほ場実地
検査料
9万円
まで

補助対象条件
(以下の全てを満たすこと)

- 過去に有機JASほ場実地検査を受けていない
- 有機JAS認証を取得し、継続する意向がある
- 有機JAS認証取得状況調査に協力すること
- 営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である、又は今後取り組むことを予定している

※講習会の受講においては、経営体で勤務する構成員でも可(当該経営体における代表者及び生産管理責任者、格付責任者を兼ねている又は兼ねる予定の者に限る)
※国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日付農林水産省告示第1605号)第4条の基準を満たす生産方法とする

(2) 有機転換推進事業 (みどりの食料システム戦略推進交付金)

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援。

①対象者

- 新たに有機農業に取り組む農業者（慣行からの転換者又は新規就農者）
- ※すでに有機農業を実践している農業者は、今まで有機農業に取り組んだことのない品目で、いまだ有機農業が行われていない圃場で取り組んだ場合対象となります
- 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- 販売を目的としていること
- 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること
- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること

②支援単価

10aあたり2万円 以内 (最小申請単位 10a)

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

- ①対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ②対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業等）
- ④取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援（4,000円/10a）

【支援対象取組・交付単価】

▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	3,600円
	緑肥の施用	5,000円
総合防除	そば等雑穀・飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀・飼料作物	2,000円
	炭の投入	5,000円

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

詳しくは↓



◎ 技術等の研究開発 — 有機農業の技術の体系化、横展開 —

- 有機農業については、現場で培われた優れた技術が蓄積されており、こうした技術を体系化し、横展開するとともに、開発されつつある技術の社会実装を進めていく必要。
- 各種生産技術の横展開として、栽培技術マニュアル等を作成し、全国の普及指導機関等に広く提供。また、関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発を推進。

【現場で培われた有機農業技術の例】

土壌の太陽熱消毒（畑作物）



透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壌中の雑草の種子等を駆除。

育苗の技術（水稻）



- 機械化に対応したポット苗を育苗。
- 活着の良い苗とするため、中苗以上のものを使用。

除草の技術（水稻）



農研機構では、みのる産業(株)、県、生産者等と連携し乗用型除草機を2015年に開発。

写真：NPO法人 民間稲作研究所

これまでの各種技術の取りまとめ(マニュアル等)

○有機農業の栽培マニュアル (-実践現場における事例と研究成果-)



• 暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。



※農研機構HPよりダウンロード可

○機械除草技術を中心とした 水稻有機栽培技術マニュアル ver.2021



• 除草体系をはじめ水稻の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。



※農研機構HPよりダウンロード可

○「省力除草、安定生産の水田有機栽培体系の実証と支援アプリケーションの開発」成果集 (2025年)



• 両正条植え技術に直交機械除草を組み合わせた雑草対策、有機質肥料による施肥設計を支援するアプリ開発を核とした技術開発の取組を記載。



※農研機構HPよりダウンロード可

○深水管理による省力的な有機水稻栽培を実現する農地整備&栽培管理マニュアル (2025年)



• 深水管理による省力的な雑草抑制技術を農地基盤整備、栽培管理、実証試験での取組にまとめてわかりやすく説明



※農研機構HPよりダウンロード可

○関東地域における大豆有機栽培技術体系標準作業手順 (2024年)



有機大豆栽培に適した品種の選択、播種時期の変更による収量確保や虫害回避、中耕培土による雑草防除等の効果を具体的データを示しながら解説



※農研機構HPよりダウンロード可

有機農業推進の取組事例集

各地の取組事例を農林水産省ホームページに掲載

オーガニック ビレッジ

全国90の市町村の
オーガニックビレッジの取組を掲載

【掲載項目】

- ・主な品目
- ・課題（拡大をはばむ雑草等）
- ・実施体制
- ・取組の成果（導入技術等）
- ・面積情報
- ・主な取組内容のポイント
- ・成果目標



オーガニックビレッジ事例集 目次

事例名	所在地	品目	ページ
1			5
2			6
3			7
4			8
5			9
6			10
7			11
8			12
9			13
10			14
11			15
12			16
13			17
14			18
15			19
16			20
17			21
18			22
19			23
20			24
21			25
22			26
23			27
24			28
25			29
26			30
27			31
28			32
29			33
30			34
31			35
32			36
33			37
34			38
35			39
36			40
37			41
38			42
39			43
40			44
41			45
42			46
43			47
44			48
45			49
46			50
47			51
48			52
49			53
50			54
51			55
52			56
53			57
54			58
55			59
56			60
57			61
58			62
59			63
60			64
61			65
62			66
63			67
64			68
65			69
66			70
67			71
68			72
69			73
70			74
71			75
72			76
73			77
74			78
75			79
76			80
77			81
78			82
79			83
80			84
81			85
82			86
83			87
84			88
85			89
86			90

産地 づくり

有機農業の産地づくりの基本
となる考え方や進め方を記載

【掲載内容】

- ・有機農業の産地づくりの考え方
- ・生産、加工・流通、消費の各分野
ごとの進め方及び取組
- ・Q&A



輸出

有機農畜産物・有機加工食品の輸出に
向け、有機 JAS 認証の取得や輸出向け
の商談会・展示会への出展等を支援



○令和5年度オーガニックビレッジ取組事例集

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html



○有機農業の地域づくりのヒント

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/organic_village-100.pdf



(オーガニックビレッジのページ)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html



◎ 消費者へのアプローチ 国産有機食品の需要喚起に向けて

➤ 有機農業の更なる取組拡大に向け、国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様のプラットフォーム「**国産有機サポーターズ**」を立ち上げ。

国産有機サポーターズは、
国産の有機食品の需要喚起に向け
 農林水産省が、事業者の皆様と
連携して取り組んで行くための
新たなプラットフォームです！



令和7年5月時点で、下記の114社が参画



MAFF
農林水産省

国産有機サポーターズは、
 国産の有機食品の需要喚起に向け、
 国産の有機食品を取り扱う小売業者及び
 飲食関連事業者の皆様と農林水産省が
 連携して取り組んで行くための
 プラットフォームです

**国産有機サポーターズ
参画事業者募集中!**

参加費 無料

情報発信 | マルシェ出店 | 最新情報

農林水産省ホームページ「国産有機サポーターズ」に記載の方法でお申し込みください。
https://www.maff.go.jp/setsan/kenkyu/syukai/supporters/supporter_top.html

登録方法

国産有機サポーターズ

【お問合せ先】 農林水産省 農産局 農産政策部 農業環境対策課 TEL 03-6744-2494

「食べる」ことで
日本の農業を応援しませんか

みなさんが有機農産物/有機食品を選ぶことで、農村の生物多様性や地球を守ることに繋がります。環境にやさしい消費にご協力をお願いします。

国産有機サポーターズとは
 国産の有機食品の需要喚起に向け、国産の有機食品を取り扱う小売業者及び飲食関連事業者の皆様と農林水産省が連携して取り組んで行くためのプラットフォームです。

有機農業とは
 化学肥料や化学農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法です。

農林水産省ホームページ「国産有機サポーターズ」では、国産の有機食品を取り扱う参加各社の取組やメニュー等を紹介しています！
https://www.maff.go.jp/setsan/kenkyu/syukai/supporters/supporter_top.html

国産有機サポーターズ

MAFF 農林水産省

お問合せ先 農林水産省 農産局 農産政策部 農業環境対策課 TEL 03-6744-2494

国産有機サポーターズへ参加希望の方はこちら →

◎ 消費者へのアプローチ 「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施



- 農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標を設定しました。
- 本目標の達成には、生産拡大と併せて、有機農業への消費者の理解醸成や国内の有機食品の消費拡大が重要となるため、12月8日「有機農業の日（オーガニックデイ）」に合わせた特別期間を設け、自治体や事業者と連携し、有機農産物の販売促進や学校給食における有機農産物等の提供を呼びかけます。

令和7年度特別期間：令和7年11月14日（金）～12月14日（日）

学校給食における有機農産物等の利用



特別期間中1日のみ、1品のみ、1品目のみでもOK！ 去年は全国67の市区町村にご協力いただきました。中には生産者さんによる特別授業を実施した学校も★

店舗やECサイトでの販売促進



特別期間中、売場での特設コーナーの設置や「有機農業の日」チラシの掲示等の取組を募集！ 去年はスーパー、ECサイト、道の駅、直売所等全国70の事業者にご協力いただきました。

情報発信の強化



特設サイトや農水省SNSを活用し、上記取組や有機農業関連のイベント情報を発信！ #有機農業の日 #オーガニックデイ の投稿も大募集★ 去年は全国44件のイベント情報を掲載しました。

特設サイトはこちら→
ご協力いただける自治体・事業者様は取組のご応募をお願いします！



↓特設サイト掲載のチラシもご活用ください★

「有機農業の日」
オーガニックデイ
12月8日は

有機農業の日

有機農業って“やさしい”農業

有機農業とは、化学肥料や化学農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法です。土壌環境や生物の多様性など、農業生態系を守ることにつながります。皆さんの身近なところにも、オーガニックな「モノ」「コト」があふれています。有機農業の日（オーガニックデイ）をきっかけに、新しい体験をしてみませんか？

「有機農業の日」って知ってる？

有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、一般社団法人 次代の農と食をつくる会により、12月8日が「有機農業の日」として制定されました。

「有機農業の日」特設サイトはこちらから▶
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki2025/yukinoh2025.html>

農林水産省

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成【令和12年】

<事業の内容>

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など

生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現



1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

① 地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

② 都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③ 農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就業 【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入 【みどり法の認定を受けた事業者】
- オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進やJ-クレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
- ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-718)

<対策のポイント>

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、**みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築**と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

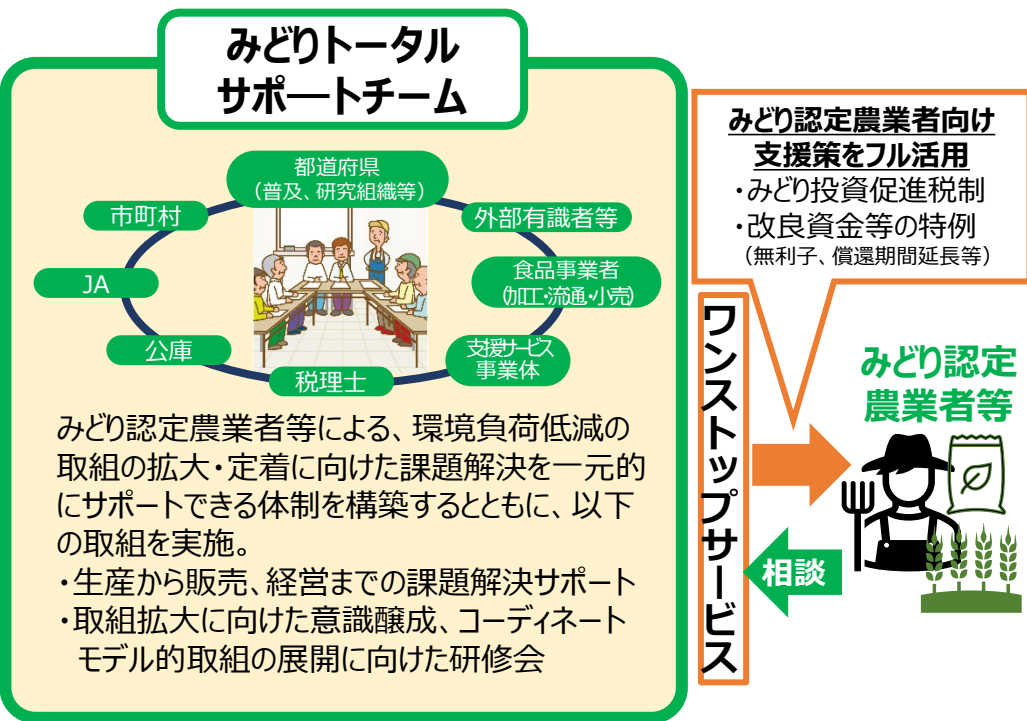
1. みどりトータルサポートチームの体制整備

- ① みどりトータルサポートチームの構築及び運営
みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者(みどり認定農業者)等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりトータルサポートチームの構築及びその運営**を支援します。
- ② 専門技術を持つ指導者の育成
都道府県が行う有機農業等の技術指導者の**人材育成**を支援します。

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

みどりトータルサポートチーム等がみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援します。

- ① 生産から販売、経営までの課題解決サポート
 - ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
 - イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
 - ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
 - エ 消費者に対する理解醸成の活動
 等
- ② 取組拡大に向けた活動
 - ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
 - イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会
 等



<事業の流れ>

定額、1/2以内

国

定額

都道府県 (1、2の事業)

定額、1/2以内

都道府県

協議会等
(都道府県を含む) (2の事業)

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

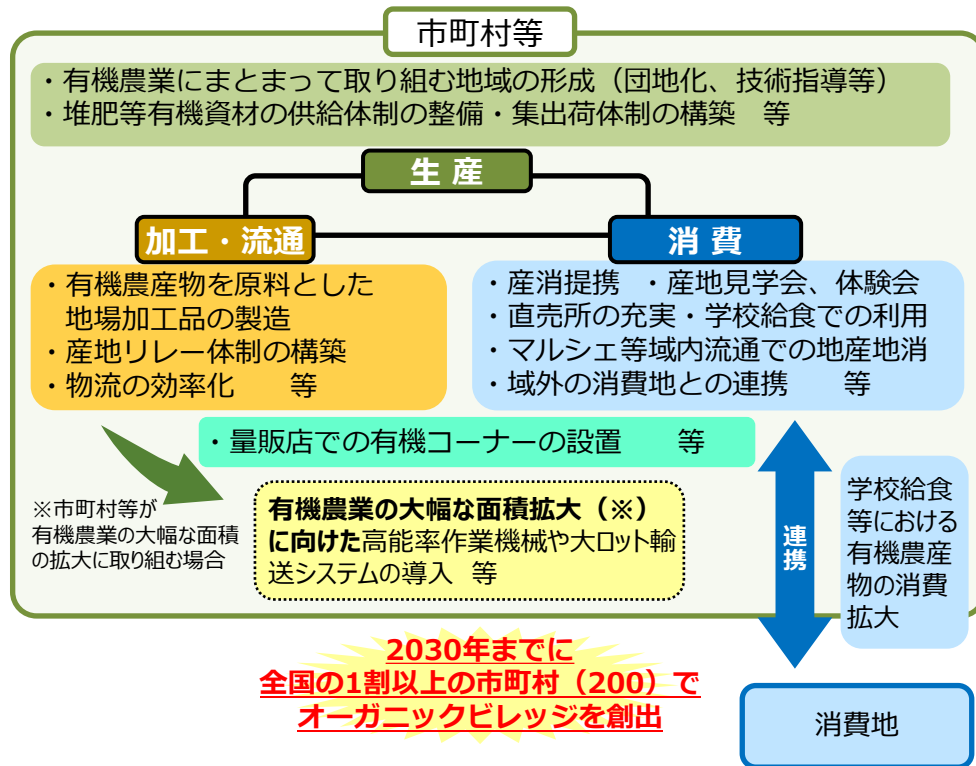
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業イメージ>



<事業の流れ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

<対策のポイント>

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
〔令和12年〕
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

<事業の内容>

<事業イメージ>

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定



<対策のポイント>

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の实情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])
- スマート農業技術を活用した面積の割合 (50% [令和12年])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。



【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
 (自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
 (ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

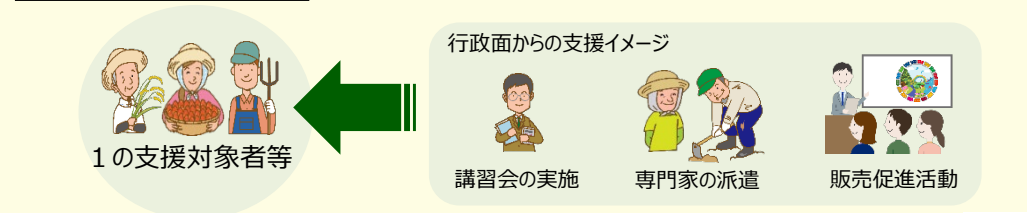
【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること
 等の全ての要件を満たすこと

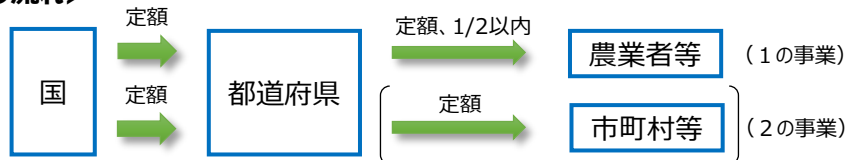
2. 有機農業拡大支援

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
 イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
 (※) これまでに本事業による支援を受けていない者であること

② 対象農地 : 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価 : 10aあたり2万円以内

(本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

④ 要件 : ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
 イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
 ウ 有機農業での新規就農者の場合、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること 等

収量の低下 生産コストの増加 転換初年度は有機表示できない

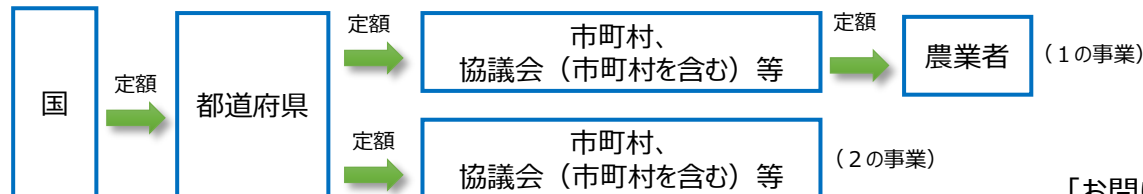


慣行農業から有機農業への転換

2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

（ハード支援）認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

（ソフト支援）農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

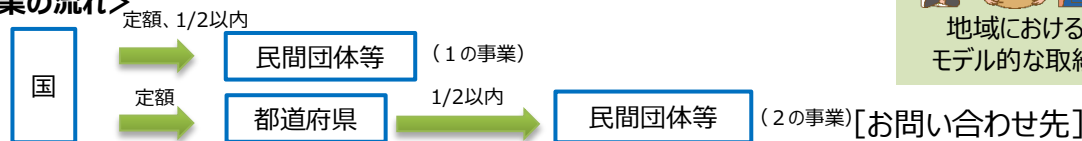
イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

＜ハード支援のイメージ＞



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区分管理のための小規模貯蔵施設の整備

＜ソフト支援のイメージ＞



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

（ハード支援）
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象
（ソフト支援）
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
（機械導入支援）：200万円
（施設整備支援）：1,000万円

みどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり

(食料システム関係者の行動変容に向けた理解促進)

令和8年度予算概算決定額 574百万円 (前年度 612百万円) の内数

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の加速化に向け、民間団体に委託し、**環境負荷低減の取組の「見える化」**を充実させるとともに、**生産のみならず加工・流通、消費の各段階の関係者の理解を促進**すること等により、「見える化」の付加価値向上による**生産現場の取組拡大と食料システム関係者の行動変容**を促進します。

<事業目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成、みえるらべる商品を通年購入可能な店舗等が全都道府県に展開 [令和12年]

<事業の内容>

<事業イメージ>

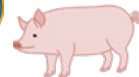
1. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

- 消費者が環境負荷低減に取り組んだ農産物を一目で分かるよう、生産者の取組を評価し、GHG削減貢献や生物多様性保全の度合いを星の数でラベル(みえるらべる)表示する「見える化」(現在、対象は24品目)を行っています。この取組を拡大するため、ア GHG排出削減：新たに**畜産物(豚肉、鶏肉、鶏卵)**や**花きを対象に加えるため**、専門家や生産者等と連携し、**GHG排出量等の評価手法を考案**します。
また、「見える化」の信頼性向上のため、**現行のガイドラインとISO等の国際基準との整合性**の検証を行います。
イ 生物多様性保全：現状、対象は米のみですが、**果樹等へ対象品目を拡大するため**、専門家と連携し、**環境負荷を低減した取組による効果を調査**します。
- また、加工食品については、CFP算定によるフードサプライチェーン全体の脱炭素化の「見える化」を進めるため、算定の手引きとなる「**加工食品共通カーボンフットプリント(CFP)算定ガイド**」を業界に周知し、**食品企業による自主的なCFP算定の取組を支援**します。

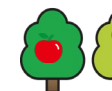
環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

「みえるらべる」品目拡大

ア 豚肉、鶏肉、鶏卵や花きを対象とした温室効果ガス簡易算定シートの作成



イ 果樹等を対象とした生物多様性保全の効果に関する調査



フードサプライチェーンの脱炭素化の「見える化」

食品企業の自主的なCFP算定への支援



理解促進

生産から消費までの関係者の連携促進

生産者-川中・川下事業者の連携により、環境負荷低減の取組の加速化を図るため、マッチングイベント等を実施



生産者



川中・川下事業者

「みえるらべる」訴求

「みえるらべる」農産物等の効果的な販売手法を複数地域で実証



3. 農林水産分野の地域気候変動適応推進

近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査結果を整理した上で、地方公共団体等への情報提供を行います。

<事業の流れ>



・「見える化」の付加価値向上による生産現場の取組拡大
・食料システムの関係者の行動変容を促進

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

地球環境対策室 (03-6744-2473)